小作争議調査表

No. 147

（昭和十年八月分）

場所	發生終熄	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
浮羽郡田主丸村大字朝田字上ノ町	昭和十年五月一日 昭和〃年八月二十五日	地主 高木善三郎 外六名 小作人 山崎七太郎 外六十九名	地主 幸村 小作人 朝田地主会	十作人等は地主に対し昭和九年度旱害を理由に十作料平均二割余減額要求をなしたるも地主応ぜざりしに因る	十作料二割減額	十作人は再三地主に対し交渉したるも聞入れざりしを以て一部小作人の應援を求めて画策し遂に地主側に対し十作料二割減の妥協を成立せしめたる模様なり 尚本件は地主側の主会を求めざりしを以て地主側は被害を防止し得たるも地主側は実益に譲歩するの已むなきに至りたるを以て解決せり

財團法人 協調會福岡出張所

（月報第號 第 七二 號）

調停書

第一條 地主は十作人に対し往年十作せしめ来る土地を別紙（省略）の十作料を以て十作せしむること

第二條 十作料は昭和十年一月末日迄に地主方又は地主方の指定したる場所に納入すること
但し一月中天候不順の為収穫皆無なる場合は地主方は其年分料は迄に納入を猶予すること

第三條 十作人が期限内に十作料を完納したる時は地主は十作人に対し其年の十作料の百分の五に相当する金額を期限内に納入すること
前項の期間を昭和十年度より昭和二十年六月十五日迄とす、但し右期間内に本件協議の上更に更新すること得

第四條 十作人は別表記載の昭和九年度より向ふ十ヶ年に分割し毎年十月二日の十作料と同時に支払をなすこと、本表には滞納十作料五割を計上す

第五條 地主は十作人に対し昭和九年度迄の滞納十作料の五割を免除すること

第六條 第三條の納入期限後は十作人は納入期限に於ける時価を標準とする金額を以て十作料納入すること

第七條 地主も又納入期限後に於て接収したる金額を以て接収すること得

第八條 十作人は地主の承認なくして十作料を賠償し又他人をして使用に供せしめざること

第九條 十作人が其の疎作によりて天災事変の減収により第二條の十作料の減額要求すること
鎌入前相当の期間内地主に対し若し十作現地に立会を求め相当現地立会の上協議すること
右の場合に於て割引額の協定なきときは各当事者は十作官に指定したる第三者の裁定に鎌入

第十條 若し十作人に於て前條の主会要求を怠りたる時は割引額を定めざること

第十一條 地主が十作人の第八條を合申し立てたる場合に於ては十作人は第三者の裁定を求めざる時は地主は承諾したるものと看做す

第十二條 十作人が正当の理由なくして立会を拒絶したる時は地主は十作料を明渡出に納入せざる時又は第八條に違反したる時は十作人が相当の代価を以て買受申し出たる時は地主は十作人に売却すること、買受方法は当事者協議の上定むること

第十三條 十作人が第八條の代価を以て買受申し出たる時は地主は十作人に売却すること、右代価は当事者協議の上定むること

第十四條 十作人は第八條の代価を以て買受申し出たる時は地主は十作人に売却すること、右代価は当事者協議の上定むること

第十五條 十作人は第八條の代価を以て買受申し出たる時は地主は十作人に売却すること、右代価は当事者協議の上定むること

第十六條 地主は該当地を他人に売却し得るものとす、右の場合に於て十作人は地主に対し該当地を買戻すること